

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

平成十三年埼玉県告示第五百二十二号（路地状敷地等の特例について安全上等支障がない場合の基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

第二号ニ中「建築基準法施行令（昭和二十三年政令第三百三十八号。次号において「令」という。）第百三十六条の二に規定する技術的基準」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の第四第一号イ」に改める。

第三号中「令」を「建築基準法施行令（昭和二十三年政令第三百三十八号）」に改める。